

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金の任意加入制度をご存知ですか？

■任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を65歳から受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や保険料の納付済期間が40年間に満たない場合で、厚生年金保険・共済組合に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に加入して保険

料を納めることができる任意加入制度があります。制度の利用には、口座振替の申し込みが必要です。

■特例任意加入制度

65歳以上70歳未満の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります）は受給資格期間10年を満たすまでの期間に限り加入することができます。

問合先 市民課

☎ (275) 6241

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要になります。

※ご案内や事務手続きは日本年金機構が実施します。

対象 ①老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たす方

- ・65歳以上である
- ・世帯全員が非課税となっている

・年金収入額とその他所得額の合計が約78万円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得が約462万円以下である

問合先 ねんきんダイヤル ☎ 057

0 (05) 1165

税

住宅の省エネ改修による固定資産税額の減額措置

平成20年1月1日以前からある住宅（賃貸住宅を除く）について、令和4年3月31日までの間に、次の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、翌年度の当該家屋の固定資産税額を3分の1減額します。

※改修により長期優良住宅の認定を受けた場合は、3分の2を減額。

▼ご注意ください！

バリアフリー改修軽減措置とは併用できませんが、耐震改修軽減措置と重複して適用することはできません。

要件 次の工事のうち、補助金等を除く工事が50万円を超えるもの

・窓の改修工事（必須）

- ・床の断熱改修工事
- ・天井の断熱改修工事
- ・壁の断熱改修工事

※いずれの工事も、外気等と接する部分の工事に限ります。

対象範囲 1戸あたりの床面積が50㎡以上120㎡まで。120㎡を超えるものは、120㎡相当分が対象。

※過去に当該減額を受けたものは除く

必要書類

①省エネ改修住宅固定資産税減額申告書

②現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの）

③工事内容や工事費用を示す工事明細書及び領収書

④補助金等に関する書類（補助金を受けた方）

申込・問合先 工事完了から3か月以内に、税務課へ郵送または持参

税務課 ☎ (275) 6109

税務署窓口での納税について

令和2年10月から、税務署窓口での納税は、午前9時～午後4時までにお願います。なお、金融機関・コンビニやキャッシュレス納付などでも納付できます。詳しくは国税庁ホームページ内「国税の納付手続」をご覧ください。

問合先 泉大津税務署 ☎0725
(33) 5601

各種

交通事故等に遭い国民健康保険で治療を受ける場合は届出を

交通事故や傷害事件等、第三者から受けた傷病は損害賠償として加害者が被害者の治療費を負担しますが、窓口に届け出ること、国民健康保険証で医療機関にかかることができず、事前に健康づくり課で保険証の使用許可をとり、すみやかに第三者行為による傷病届を提出してください。なお、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませると国民

健康保険が使えない場合があります。

問合先 健康づくり課

☎(275) 6374

「プラスチック製容器包装」の分別に関するお願い

市では、ごみの減量・資源の有効利用を図るため「プラスチック製容器包装」の分別回収を行っています。ご理解、ご協力をお願いします。

■プラマークを確認する

「プラスチック製容器包装」の対象となるものは、商品が入っていた容器や包装で、プラマークがついています。ハンガーやボールペンなどはプラスチック製であっても、容器や包装ではないため、普通（可燃）ごみで出してください。

■汚れをキレイに落とす

汚れがついていたり、中身が残っているものはリサイクルできません。また、他のきれいなものにも汚れが移ってしまいます。汚れの取れないものは普通（可燃）ごみで出してください。

■危険な異物を混入させないで！

収集された「プラスチック製容器包装」の袋の中に医療用の針の付い

令和2年

“国勢調査”を実施します

国勢調査は、我が国に住んでいる全ての人や世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で5年毎に実施しています。調査結果は、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

今回の調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、調査員が各家庭を訪問しインターホンを用いた会話を原則とした聞き取りを実施した後、調査票を配付します。

回答方法

配付された調査票を受け取られた方は、同封されているインターネットログイン情報を用い、スマートフォン等からインターネットにより回答をお願いいたします。

インターネットでの回答が難しい方は、同封されている回答用封筒により郵送での回答をお願いいたします。

回答期間 ▶インターネット：調査票配付日～10月7日 ▶郵送：10月1日～7日

対象 令和2年10月1日現在、日本国内に住んでいるすべての人（外国人を含む）及び世帯

今回の国勢調査は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来のやり方を一部変更して実施します。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

問合先 総務課 ☎(265)8561、(265)8562（いずれも国勢調査専用ダイヤル）

たものが混入していた事例がありました。資源ごみの選別は手作業で行っています。危険な異物は絶対に入れないでください。

■プチプチ（緩衝材）はできるだけ小さく

プチプチやシート状の緩衝材は設備の故障の原因になるため、小さく（50cm四方）して出してください。

問合先 生活環境課
☎ (275) 6266

福祉バスの臨時運行について

彼岸の日は通常とは異なるルート及びダイヤで福祉バスを臨時運行します。

日程 9月22日（祝）

対象 取石、羽衣、高石のそれぞれの福祉バス運行ルート

※臨時運行の詳しいルート及びダイヤについては、お問い合わせください。

問合先 高齢・障がい福祉課
☎ (275) 6293

新任の民生委員・児童委員が決定

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって生活に困っている方、高齢者・障がい者・児童・母子家庭など援護を必要とする人々の相談にあたる地域の奉仕者です。市民の皆さんが抱えている福祉に関する問題は、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

▼綾園地区：石田美壽子さん（綾園7・6・43）

▼西取石地区：小山ゆかりさん（西取石1・26・47）

問合先 社会福祉課
☎ (275) 6283



令和2年度 下半期 くみ取り日程	住 所	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1 (木) 15 (木)	^{10/30} (金) 13 (金)	^{11/30} (月) 14 (月)	^{12/29} (火) 18 (月)	1 (月) 15 (月)	2 (火) 17 (水)
取 石 1丁目・2丁目(6~11・13・15・18・19・23・26~28・30・33・34・38・39・46・47)	取 石 2丁目(31・41・43・45・48)・3丁目	2 (金) 16 (金)	^{10/31} (土) 16 (月)	1 (火) 15 (火)	^{12/30} (水) 19 (火)	2 (火) 16 (火)	3 (水) 18 (木)
	取 石 4丁目~7丁目	3 (土) 19 (月)	2 (月) 17 (火)	2 (水) 16 (水)	5 (火) 20 (水)	3 (水) 17 (水)	4 (木) 19 (金)
※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。	千代田 1丁目~6丁目、綾 園 7丁目 東羽衣 4丁目(1~7)	5 (月) 20 (火)	4 (水) 18 (水)	3 (木) 17 (木)	6 (水) 21 (木)	4 (木) 18 (木)	5 (金) 22 (月)
	高師浜 1丁目~4丁目、羽 衣 1丁目・3丁目 東羽衣 1丁目・2丁目・3丁目(13・14・16)・5丁目(8・20・26)	6 (火) 21 (水)	5 (木) 19 (木)	4 (金) 18 (金)	7 (木) 22 (金)	5 (金) 19 (金)	8 (月) 23 (火)
※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。	東羽衣 3丁目(1~12・18)・4丁目(12)・5丁目(1~7・9~19 21~25・27・28)・6丁目・7丁目 加 茂 1丁目(5・8~10・12・13・16・17・19)	7 (水) 22 (木)	6 (金) 20 (金)	5 (土) 21 (月)	8 (金) 23 (土)	6 (土) 22 (月)	9 (火) 24 (水)
	加 茂 1丁目(11・14・15) 綾 園 1丁目・2丁目(1)・3丁目・4丁目・6丁目(6・16・18・20)	8 (木) 23 (金)	7 (土) 21 (土)	7 (月) 22 (火)	9 (土) 25 (月)	8 (月) 24 (水)	10 (水) 25 (木)
※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。	綾 園 2丁目(9~23)・6丁目(4・5・12・14・15・19・21)	9 (金) 26 (月)	9 (月) 24 (火)	8 (火) 23 (水)	12 (火) 26 (火)	9 (火) 25 (木)	11 (木) 26 (金)
	綾 園 2丁目(2~8)・6丁目(1・7~11・13・22・23) 加 茂 2丁目(6・7・23・30)・3丁目(1・6)	12 (月) 27 (火)	10 (火) 25 (水)	9 (水) 24 (木)	13 (水) 27 (水)	10 (水) 26 (金)	12 (金) 29 (月)
問合先 生活環境課 ☎(275)6266	取 石 2丁目(37) 加 茂 2丁目(1・14・17・24・26)・3丁目(8・10)・4丁目(11) 西取石 1丁目(1・2・4・10~15・18)・3丁目(1・5・11・18・19)	13 (火) 28 (水)	11 (水) 26 (木)	10 (木) 25 (金)	14 (木) 28 (木)	12 (金) 27 (土)	15 (月) 30 (火)
	取 石 2丁目(4・5・12・14・16・17・25) 西取石 1丁目(9・16・17・19・22)・3丁目(9・14・15)	14 (水) 29 (木)	12 (木) 27 (金)	11 (金) 28 (月)	15 (金) 29 (金)	13 (土) ^{3/1} (月)	16 (火) 31 (水)

焼却炉整備工事に伴うごみの直接搬入の一時停止について

泉北クリーンセンターでは、焼却炉の安定した運転及び適正処理を確保するため、毎年整備工事を行っており、工事期間中は焼却を停止します。対象期間中は、直接搬入を一時的に停止しますので、ご協力をお願いいたします。

対象期間 10月12日～30日

問合先 泉北クリーンセンター ☎0725(41)2030

市営住宅入居募集

募集 福祉世帯向け▼富木第二住宅（西取石3丁目3・10）3戸「3DKタイプ」2戸、3LDKタイプ1戸（エレベーター有り）
※入居人数 3DKタイプ…2人以上、3LDKタイプ…3人以上
※応募多数の場合、抽選（抽選日…10月5日）

入居資格 申込日に市内在住・在勤でひとり親世帯または障がい者世帯の方（収入基準等、その他要件あり）

入居可能日 12月1日（火）

申込・問合先 建築住宅課 ☎(275)6479

配布している申込用紙に必要事項を記入し、9月18日（消印有効）までに建築住宅課へ郵送または持参（土・日曜・祝日を除く）。

10月1日より「大阪港湾局」が開始します！

国際競争力があり、利用者ニーズに合った使いやすい港をめざして、大阪府・市の港湾局を統合した「大阪港湾局」を共同設置し、大阪港と府営港湾を一元管理します。

大阪港湾局では、これまでどおり府市の港湾および海岸に関する業務を継続するとともに、事務の一体化により、人や情報を共有し、広域的な視点で連携した取り組みを行っていきます。

問合先 府港湾局 ☎0725(21)1411



台風に対する備え

～事前準備をしておきましょう。～
問合先 危機管理課 ☎(275)6247

家の外での備え

- ・庭木が電線に触れていないか確認
 - ・瓦やトタンなどが強風で飛ばないか確認
 - ・強風で飛びそうなものは固定、または家に収納
 - ・側溝や排水口、ベランダの水はけを確認
 - ・雨戸を閉める、必要に応じて窓を補強
- ※飛散物は隣近所の迷惑になるため、十分注意しましょう。

家の中での備え

- ・生活用品の確認や、非常用の備蓄をしましょう
- ・非常食 ・水 ・医薬品 ・衛生用品
- ・懐中電灯 ・ラジオ ・カセットコンロ など
- ・2年前の台風被害の際に役立ったもの
- ・雨漏りや浸水防止のためのブルーシート
- ・停電時に携帯電話を充電するためのモバイルバッテリー

無理なく 備蓄を

日頃利用している食料や日用品を少し多めに購入しておき、少なくなる度に買い足しておくことで無理なく備蓄することができます。最低限「3日分」の生活ができるよう備えましょう。

避難するとき

「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。また、避難先は小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。避難する際は、食料・水などの非常持ち出し品と合わせて、マスクや体温計、消毒液などご自身で使用する感染症対策用品も持参してください。

外国人留学生雇用対策セミナー 参加事業所募集

外国人留学生を雇用する場合、どのような規制や手続きが必要か、基礎的な知識から説明します。

日時 9月29日（火）午後2時～4時

場所 高石商工会議所（3階）

対象 外国人留学生の雇用を検討している事業所

募集 20社（先着順）

参加費 無料

申込・問合先 9月22日までに経済課または高石商工会議所で配付している受講申込書に必要事項を記入し、高石商工会議所へ提出 ☎（264）1888



福祉サービス

問合先の記載のないものは、高齢・障がい福祉課 ☎（275）6293へお問い合わせください。



住宅改造の経費を助成

高齢者及び重度障がい者等の方が、住み慣れた地域で自立し、かつ安心して生活をしていただけるよう、高齢者及び重度障がい者等のいる世帯で現に住宅の改造が必要な世帯に、住宅改造に必要な経費を助成します。

対象 市内に居住している65歳以上の方がいる世帯及び身体障がい者手帳（1・2級または下肢・体幹の3級）、療育手帳（A）をお持ちの方の世帯で、身体状況により住宅の改造が現に必要な世帯

※介護保険給付対象者については、手すりの取り付け等の工事は、介護保険制度を優先して利用していただきます。また、生計中心者の前年の所得税額により、対象とならない場合があります。

緊急通報装置を設置

病気やケガなどの緊急時に、電話回線を通じて、直接、堺市消防局への通報や在宅介護支援センターに健康相談ができる装置を設置します。

対象 市内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らしの方が、65歳以上の方だけの世帯、または重度身体障がい者の方だけの世帯

費用 その世帯の生計中心者の所得税額に応じて負担あり

住宅用火災警報器の購入費用を助成

高齢者や障がい者の日常生活の安全を守るため、住宅用火災警報器の購入費用を一部助成します。

対象 次のいずれかに該当する世帯
①75歳以上の単身世帯、または75歳以上の方だけの世帯

②身体障がい者手帳（1～3級）、療育手帳（A）、精神障がい者保健福祉手帳（1級）のいずれかを所持している方のある世帯

助成額 1世帯2000円

※必ず**購入前**に印鑑を持って高齢・障がい福祉課へ

紙おむつ給付

対象 次の①～③の要件をすべて満たしている方

①本市に居住し、住民基本台帳に登録されている満65歳以上の方
②介護保険の要介護度3～5の方で、常時、紙おむつの使用が必要である在宅の方
③市町村民税非課税世帯に属する方

支給額 月額限度6000円分

独居老人訪問

ひとり暮らしをしているおおむね65歳以上の方を訪問し、日常生活についての相談や、見守り活動を行っています。

問合先 社会福祉協議会

☎ (265) 1313

訪問理容サービス

理髪店に行くことが困難な高齢者の自宅に、市内の理容師が訪問し理髪を行った場合、理容師の出張料金を助成します。

※理容料金は別途必要

対象 在宅で寝たきりの65歳以上の方

助成方法 市が発行する助成券で、理容師の出張料金を年4回まで助成
助成額 1回1500円

配食サービス

食事づくりが困難な高齢者の方に、栄養のバランスが取れた食事をお届けします。

対象 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみの世帯で、食事の調理や買い物が必要な方

配食日 火・木・金曜日の夕食

費用 1食450円

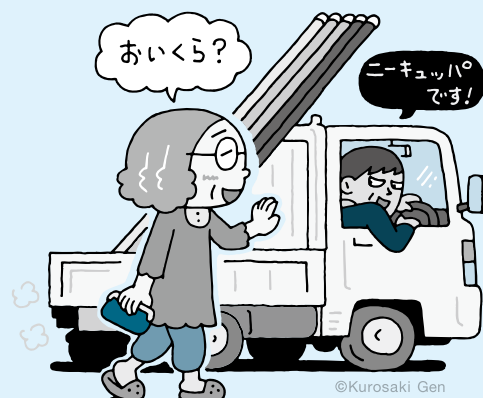
問合先 社会福祉協議会 ☎ (261) 9911、または高齢・障がい福祉課



まだまだ多い 物干しざおの 移動販売トラブル

物干しざおが古くなったので、車で近所を回っていたさおだけ屋を呼び止めた。値段を聞くと「ニーキュッパ」というので、2,980円だと思い2本注文した。業者が長さを測って切った後、59,000円を請求してきた。1本29,800円だった。切ってしまった後なので断れないと思い、仕方なく支払った。(60歳代 女性)

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



物干しざおの移動販売に関する相談が依然として寄せられています。販売価格を明確に伝えられないまま、作業後に高額な請求をされるケースが多く見られます。購入前に「1本〇〇円」と明確な販売価格を確認しましょう。領収書が渡されない、連絡がつかない等、返金交渉が困難なケースもみられます。納得できない場合はその場でお金を支払わないようにしましょう。無理やり支払いを求められた場合は、周囲の人や警察に助けを求めましょう。車のナンバーを記録しておくのもよいでしょう。契約の取り消しが可能な場合もあります。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

地域包括支援センター

在宅の高齢者やその家族の身近な相談窓口として、地域包括支援センターがあります。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーを配置し、介護に関するあらゆる相談に応じています。また、成年後見制度の申し立てや高齢者虐待等の相談支援も行っています。

問合先 地域包括支援センター

☎ (265) 1313

長寿祝品を贈呈

9月1日現在、市内にお住まいで住民基本台帳に登録されている満77歳・88歳の方に長寿祝品をお届けします。(申請手続き不要)



その痛み、 保険が使える？ 使えない？

はり・灸・あんま・マッサージ・柔道整復師による施術を受ける時、健康保険を適用できるケースは限られています。正しく理解し、適切に受診しましょう。

問合先

国民健康保険加入者は健幸づくり課 ☎ (275) 6374

後期高齢者医療保険加入者は健幸づくり課 ☎ (275) 6392

または府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎ 06(4790) 2031

整骨院・接骨院で 柔道整復師の施術

○ 保険が使える場合

外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲及びねんざなど（いわゆる肉離れを含む。）

※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

施術を受ける際の注意点

- ・ 肩こり・筋肉疲労などに対する施術は保険の対象ではなく全額自己負担となります。
- ・ 柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、一部負担金を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。
- ・ 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などの治療中は、施術を受けても保険の対象になりません。

医師が必要と認めた はり・灸・あんま・マッサージの施術

○ 保険が使える場合

はり・灸

神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

あんま・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

施術を受ける際の注意点

- ・ 保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。
- ・ 疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象ではなく全額自己負担になります。
- ・ 施術者が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、一部負担金を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。
- ・ 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療中は、はり・灸の施術を受けても保険の対象にはなりません。

施術を受けたときは、必ず領収証を受け取りましょう。

第3回

リノベーションスクール@高石 事前講演会

地域の空き家や空き店舗を活用して、まちの活力を創出する“リノベーションまちづくり”。リノベーションスクールは、その担い手を育成するための実践的な講習会です。市では、リノベーションスクールに先駆けて事前講演会を行います。

9/25 金

参加費無料

【テーマ】「ビジネスとしてのリノベーションまちづくり
～岩手県花巻市での動きを経営目線から紐解く～」

19:00～21:00 / オンライン(ZOOM)開催

※講演会終了後、オンラインで交流会を実施

申込・問合せ先 9月23日(水)までに①氏名②連絡先③交流会の参加の有無を記入し、メール、電話またはFAXで経済課までお申し込みください。☎(275)6149、FAX:(263)8143

メールアドレス:keizai@city.takaishi.lg.jp

こんな方の参加をお待ちしています

・高石で何かをはじめたい方 ・まちづくりに興味のある方 ・使われていない不動産をお持ちの方



【講師PROFILE】

小友 康広 さん

(株)小友木材店 代表取締役
(株)花巻家守舎 代表取締役
(株)上町家守 代表取締役
スターティアラボ(株) 取締役

1983年花巻市生まれ。老舗木材屋の長男。2005年ITベンチャー企業に就職後、2009年子会社設立、役員就任(現職)。2014年には(株)小友木材店の代表取締役に就任(現職)。リノベーションまちづくりを学び、2015年に同志3名と(株)花巻家守舎を設立、異業種6社を東京と岩手で経営するパラレル経営者。



【講師PROFILE】

宮部 浩幸 さん

建築家
株式会社スピーク パートナー
近畿大学准教授

1972年千葉県生まれ。東京大学大学院建築学専攻修了。リスボン工科大学客員研究員を経て、2007年SPEAC,inc.に参画。建築の企画・デザイン及びリサーチを行い、2008年ポルトガルでリノベーションに関する研究により工学博士を取得。著作に『リノベーションの教科書—企画・デザイン・プロジェクト—(共著/学芸出版社)』などあり。

リノベーションスクール@高石の申込についてはこちらのURLまたはQRコードからご確認ください。

URL▶<https://re-re-re-renovation.jp/schools/takaishi01>

※事前講演会の申込はできませんので、ご注意ください!



みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

高齢社会白書より

「人生100年時代へ」と言われるようになってきました。毎年9月の第3月曜日は、国民の祝日である敬老の日です。厚生労働省では9月15日から21日までの1週間を「老人週間」と定め、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重等を目標に掲げ様々な取り組みが行われます。

さて、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に急速に進んでいる高齢化の現状と将来像について、令和元年度版高齢社会白書から見えていくと、日本の総人口は平成30年10月1日現在、1億2644万人、このうち65歳以上人口は3558万人で総人口に占める割合（高齢化率）も28・1%となっています。そして団塊の世代が75歳以上となる令和7年には3677万人に達すると見込まれ、その後も増加傾向が続き令和24年に3935万人でピークを迎えると推計されています。一方、日本の総人口は長期の人口減少過程に入っており、令和11年に人口1億2000万人を下回った

後も減少を続け、令和35年には9924万人となり、令和47年には、8808万人になると推定されています。

このように今後高齢化はますます進行し、併せて総人口の減少も進むことが見込まれることから、10年20年先を見据えて持続可能な高齢社会を作っていくことが必要であるとして、平成30年2月に新たな「高齢社会対策大綱」が策定されました。

65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向はもはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来しました。大綱の目的は、高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくることで、基本的な考えは次の3つになります。

▼年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会をめざす。

- ・年齢区分でライフステージを画一化することの見直し。
- ・誰もが安心できる「全世代型の社会保障」も見据える。

▼地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。

- ・多世代間の協力拡大や社会的孤立を防止。

- ・高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティ作り。

▼技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。

- ・高齢期の能力発揮に向けて、新技術が新たな視点で、支障となる問題（身体・認知能力等）への解決策をもたらす可能性に留意。

そして、このような基本的な考えを踏まえ「就業・所得」「健康・福祉」「学習・社会参加」「生活環境」「研究開発・国際社会への貢献等」「全ての世代の活躍推進」の6つの分野で基本的施策に関する中期にわたる指針を定めています。

最後に、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現をめざし、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育むことが必要ではないでしょうか。

人権推進課
☎(275) 6279

ごみは正しく出しましょう

ごみ袋はしっかりとくって、収集日の午前6時までに出してください！



東北環境整備施設組合
マスコットキャラクター「とろすけ」

■資源ごみ・不燃ごみを出す時は…

処理券を貼る必要はありません。「プラスチック製容器包装」を出すときは、プラマークを確認し、汚れを落としてから出してください。汚れのとれないものは、普通（可燃）ごみで出してください。また、重ねたり潰したりして、かさばらないようにして出してください。

■普通（可燃）ごみを出す時は…

必ずごみ袋に普通ごみ処理券（シール）を貼って出してください。処理券の枚数はごみ袋の大きさによって違います。15リットルの袋で1枚、以降15リットル毎に1枚必要。なお、45リットルより大きな袋は使用できません。

問合先 生活環境課 ☎(275)6266